

8 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。

9 この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う事業若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指す自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三項から第五項までの規定中「開拓」の下に「事業適応」を加える。

第九條第三項第四号中「第十二條」を「この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十二條」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第十一條の次に次の見出し及び二條を加える。

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一條の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供される情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七條第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合において、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 前項の規定は、債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）の通知又は承諾について準用する。

3 第一項の規定は、民法第五百條において準用する同法第四百六十七條第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七條第二項」とあるのは、「第五百條において準用する同法第四百六十七條第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第八号）第二條第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七條第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第八号）第九十四條第二項」と読み替えるものとする。

第十一條の三 主務大臣は、第九條第三項第四号に掲げる事項として前条に規定する規制の特例措置を記載した新事業活動計画について第九條第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者の氏名、商号又は名称及び住所を公示するものとする。

2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従って実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、第十條第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 新たな事業の開拓

第三章第十五條の前に次の款名を付する。

第一節 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

第十五條の見出し中「及び」を「、外部経営資源活用促進投資事業及び」に改め、同条第一項中「次項第二号」を「次項第三号」に、「及び特定研究成果活用支援事業」を「、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業」に、「この条、次条第三項第一号及び第十九條第三項第一号」を「この条、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。」に改め、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項

第十六條第三項第一号中「当該特定新事業開拓投資事業計画が」を削る。

第十七條の次に次の三條を加える。

(外部経営資源活用促進投資事業計画の認定)

第十七條の二 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者（投資事業有限責任組合を含む。）は、当該外部経営資源活用促進投資事業に関する計画（以下この条、次条及び第四百九十九條において「外部経営資源活用促進投資事業計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 外部経営資源活用促進投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項の投資事業有限責任組合（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項

二 外部経営資源活用促進投資事業の実内容及び実施時期

三 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その外部経営資源活用促進投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の内容を公表するものとする。

(外部経営資源活用促進投資事業計画の変更等)

第十七條の三 前条第一項の認定を受けた者（当該者が組合契約によつて投資事業有限責任組合に当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限る。）を成立させた場合に於ては、当該投資事業有限責任組合、以下「認定外部経営資源活用促進投資事業者」という。）は、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 認定外部経営資源活用促進投資事業者が当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業計画」という。）に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定外部経営資源活用促進投資事業者に対して、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。